「三重県土砂条例(仮称)のあり方」(中間案)に対する意見募集結果

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	4 (1) ①条例の目 的	「災害の未然防止」という表現について、6頁「③ 責務の明確化」の「1 県の 責務」をはじめ、条例全体としてこの目的規定以外は単に「災害の防止」という表 現を用いていることや、法律においては「災害の未然防止」という用例はないこと を踏まえ、単に「災害の防止」としてはどうか。	3	土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生については、人の生命、身体又は 財産を害することが懸念されるため、事前の対策の重要性に鑑み、目的規定におい て「災害の未然防止」としていますが、「災害の防止」と同様の意味になります。
2	4 (1) ①条例の目 的	災害の未然防止及び自然環境、生活環境の保全に・・ 自然環境を挿入する。	3	県民の安全で安心な暮らしを確保するため、本条例では、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的としています。 生活環境の保全が図られることにより、自然環境の保全についても、一定配慮されるものと考えます。
3	4 (1) ①条例の目 的	目的についての記述の中で、埋め立て、災害の未然防止はあるが、土壌汚染の規制 の文言の追加はいらないのですか。	3	生活環境の保全に含まれています。
4	4 (1) ②用語の定 義	「再生土等」は、定義を明確にしておく必要がある。現状では不十分。	2	改良土及び再生土は、それぞれ以下のとおり定義しています。 【改良土】 セメント又は石灰等を混合し安定処理したものをいいます。 【再生土】 産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項)(汚泥)の脱 水、混練等の処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいい ます。
5	4 (1) ②用語の定 義	今後の課題で、2020年の東京オリンピック・大阪万博等とありますが、知事も熱心に誘致活動をしているリニア中央新幹線工事もトンネルが多く、大量の建設残土が排出されると思われます。また、福島県の汚染作業で出る放射能汚染土に対しても条例の中できっちりと対処できるように明文化してほしいと思います。	4	放射性物質に汚染された土壌等は他の法令で対応されており、土砂等に含めない ことを考えています。
6	4 (1) ③責務の明 確化	「3 土砂等を発生させる者の責務」において「有効利用」と「有効な利用」が混在しているので、どちらかに統一したほうがよいのではないか。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第4条の用例に従うと、「有効な利用」が適切だと思われる。	1)	ご意見のとおりと考えますので、「有効な利用」に統一しました。
7	4 (1) ③責務の明 確化	「土砂等を運搬する事業を行う者」を追加し、土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないようにする。	4	県内への土砂等の埋立て等を規制することで、災害の未然防止や生活環境の保全 を図れるものと考えています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
8	4 (1) ③責務の明 確化	◆事業者の責務:事業者の責務を下記のようにわかりやすく明確にする。 1. 土砂等の埋立て等を行う者の責務: ダンプ公害、粉塵の飛散などが発生しないようにすると 共に、周辺地域の住民の理解を得るよう努めることを責務 とする。大規模埋め立てでは、計画段階での住民の同意、 環境アセスを必要とする。	4	土砂等の埋立て等を行う者の責務としては、周辺地域の住民の理解を得るよう努めることや、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならないことと規定しており、具体的な義務の内容については、⑤埋立地等の把握や⑥土砂等の搬入規制等で示しています。
9	4 (1) ③責務の明 確化	◆事業者の責務:事業者の責務を下記のようにわかりやすく明確にする。 2. 土砂等を発生させる者の責務: 都会での建設工事に伴う土砂等の発生は、発生場所で問題が解決するようにする事を第一の責務とする。田舎での大規模埋め立てとなる場合は、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう事前に必要な設備投資を行う。特に規模に見合った濁流防止のための沈砂池を事前に完成させておく。	2	土砂等の埋立て等を行う者に対して、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を 防止するために、規則等で盛土等の構造や沈砂池等の基準を定めることとしていま す。
10	4 (1) ③責務の明 確化	◆事業者の責務:事業者の責務を下記のようにわかりやすく明確にする。 3. 土地の所有者の責務: 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」)は、埋め立て等をおこなう 事業者に同意する場合、土壌の汚染、自然環境、生活環境を損なう事業者に対し て、当該土地を使用させないようにする。	4	土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者は、当該所有する土地において不適正 な土砂等の埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努めなければならな いこととしています。
11	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	「1 説明会の開催等」等における「申請予定者」と、9頁の「⑤ 埋立地等の把握」の「2 許可の申請の手続」における「許可を受けようとする者」は、同じものを指していると思われるのに表記が異なっていて県民にとってわかりにくいので、両者の関係を整理した方がよいのではないか。	1	許可申請を行うために必要な手続(説明会等の開催等)をしている者を「申請予定者」、説明会等の開催など許可申請前の事前手続きが整った者を「許可を受けようとする者」として整理し、追記しました。
12	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	周辺住民に周知して意見を求めるだけではなく、周辺住民の同意も求めるようにさ れたい。	4	本条例においては、周辺地域の住民に対して事業の周知を図ることを目的として いるため、許可申請の内容に係る説明会等の開催を求めることとしています。
13	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	周辺住民は意見を述べれるだけでなく周辺住民の同意が必要。又周辺住民の範囲を明確に。	4	本条例においては、周辺地域の住民に対して事業の周知を図ることを目的としているため、許可申請の内容に係る説明会等の開催を求めることとしています。また、周知範囲については、自治会単位を基本として、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害や有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が対象になると考えていますが、地域事情もあるため、周知範囲等に関して各市町に意見を求めることが適当と考えています。
14	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	尾鷲や紀北町の住民は、土壌に関する知識が乏しく、 不安を感じていても対処する方法を知らない。残土関連業者には、事前の住民説明 だけでなく、住民の同意を得ることを、事業の許可申請の前提にするべきだ。	4	本条例においては、周辺地域の住民に対して事業の周知を図ることを目的としているため、許可申請の内容に係る説明会等の開催を求めることとしています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
15	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	周辺住民とは埋立によって影響の受ける恐れのある住民と把握できますが、当紀北町における水源地の上流に土砂を埋め立てられている現状を鑑みると、直接的には周辺住民はいないので、今回の条例は適用除外になる恐れがあります。現在規制の及ばない水源地上流で土砂が埋め立てられている現状から、今回の条例で明確な規制をすべきです。	3	周知範囲については、自治会単位を基本として、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害や有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が対象になると考えていますが、地域事情もあるため、周知範囲等に関して各市町に意見を求めることが適当と考えています。
16	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	現在、尾鷲市で埋め立てが行われていますが、下流に紀北町の水源地があるので、行政区分が違っても影響が受けることが想定される地域の住民も対象にすべき。	3	周知範囲については、自治会単位を基本として、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害や有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が対象になると考えていますが、地域事情もあるため、周知範囲等に関して各市町に意見を求めることが適当と考えています。
17	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	「・・・許可申請に先立って、土砂埋め立てによって、飲料水に被害を受ける恐れのある住民や、土砂等の埋め立て計画地の周辺住民の・・・」とすべき。	3	周知範囲については、自治会単位を基本として、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害や有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が対象になると考えていますが、地域事情もあるため、周知範囲等に関して各市町に意見を求めることが適当と考えています。
18	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	放射汚染土が低濃度生成物として、再生利用が可能と国の方針があるが、この汚染除去土壌を埋立て等に利用する場合、放射能汚染除去土壌として公表することの扱いはどうなるのか。	4	放射性物質に汚染された土壌等は他の法令で対応されており、土砂等に含めない ことを考えています。
19	4 (2) ④住民への 周知 (公 表)	◆住民への周知は形式的にならないように条例で定めておく。許可基準は下記のように追加修正する。 1 説明会の開催等申請予定者は、許可申請に先立って、周辺住民の理解を得るため、説明会の開催等により、周辺住民に対し、事業計画等の周知を行わなければならない。大規模埋め立てにおいては、環境アセス、展開検査の導入等を必要とする。	4	本条例においては、周辺地域の住民に対して事業の周知を図ることを目的としているため、許可申請の内容に係る説明会等の開催を求めることとしています。また、土砂等の搬入にあたっては、汚染のおそれのないことの確認を行い、県へ届出することとしています。 なお、大規模事業については、環境影響評価法等により環境アセスメントの手続き等が定められています。
20	4 (2) ④住民への 周知(公 表)	◆住民への周知は形式的にならないように条例で定めておく。許可基準は下記のように追加修正する。 2周辺住民の意見: 周辺住民は、申請予定者に対し、災害防止及び自然環境、生活環境保全上の見地から意見を述べることができることとし、大規模埋め立てにおいては、住民の同意を必要とする。	4	本条例においては、周辺地域の住民に対して事業の周知を図ることを目的としているため、申請予定者に許可申請の内容に係る説明会等の開催を求めるとともに、周辺住民は申請予定者に意見を述べることができることとしています。
21	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	「1 土砂等の埋立て等の許可」における「土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満である土砂等の埋立て等、又は土砂等の埋立て等の高さが1m以下の土砂等の埋立て等」中「、」は不要ではないか。また、読みにくいので、「土砂等の埋立て等であって、土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満であるもの又はその高さが1m以下のもの」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正しました。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
22	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	「土砂等埋立て等区域の面積が3,000平方メートル未満である土砂等の埋め立て等、または土砂等の埋立等の高さ1メートル以下の土砂等の埋立て等については、許可を要しないこととします。」これを悪用したり、条件を利用して何ロか小分けにして、実は、本来許可を要する広大な広さを埋め立てると言うケースも考えられるが、その点は盲点にならないか。	3	ご指摘にあることが起こらないように、埋立て等区域は一団の土地の区域を含む ものとし、その考え方を運用通知等で示すこととします。
23	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	紀北町、尾鷲市は急傾斜地域に土砂が搬入されており許可を要しない地域3000㎡ 云々とあるが3000㎡を超えても許可だけでは無防備状態であると考えられます。	3	許可後においても、申請書どおりに事業を実施しているかなど、定期的に監視 し、必要に応じて指導等を行っていきます。
24	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	「・・・1m以下の土砂等の埋め立て、又は容量3000㎡以内の埋め立て等については、許可を要しないこととします。」とすべき。	4	県内で顕在化している課題は、港湾を経由して土砂等が搬入される規模の大きい埋立て等の現場であることから、埋立て等面積が3,000㎡以上かつ高さが1mを超えるものを県内一律で規制すべき規模と設定しています。なお、規模未満のものについては、必要に応じて、市町で条例を制定するなどの対応をお願いしていきます。
25	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	1. 土砂等の埋立て等の許可(3行目) 「ただし、土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満である土砂等の埋立て等、土砂等の埋立て等の高さが1m以下(3,000㎡未満)の土砂等については、許可を要しないこととします。」と変更して戴きたい。 ① 『又は、』は削除 ② 『3,000㎡』を1m以下の後に挿入。	4	県内で顕在化している課題は、港湾を経由して土砂等が搬入される規模の大きい埋立て等の現場であることから、埋立て等面積が3,000㎡以上かつ高さが1mを超えるものを県内一律で規制すべき規模と設定しています。なお、規模未満のものについては、必要に応じて、市町で条例を制定するなどの対応をお願いしていきます。
26	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	埋立てする土砂の量を規制すべき。	4	県内で顕在化している課題は、港湾を経由して土砂等が搬入される規模の大きい 埋立て等の現場であることから、埋立て等面積が3,000㎡以上かつ高さが1mを超え るものを県内一律で規制すべき規模と設定しています。
27	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	◆規模の定義を入れる。 ・通常埋立:事業区域の面積が1,000~3,000㎡をこえる規模。 ・大規模埋立:事業区域の面積30,000㎡以上、もしくは 土砂の量が1,000,000トン以上。	4	県内で顕在化している課題は、港湾を経由して土砂等が搬入される規模の大きい埋立て等の現場であることから、埋立て等面積が3,000㎡以上かつ高さが1mを超えるものを県内一律で規制すべき規模と設定し、土砂等の量にかかわらず、災害防止や生活環境の保全に係る許可基準を設け、これを満たさない土砂等の埋立て等を禁止することとしています。
28	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	埋め立て地の把握は1,000㎡以上とする。 1 土砂等の埋立て等の許可: 土砂等埋立て等区域の面積が1,000㎡未満である土砂等の埋立て等、に変更する。	4	県内で顕在化している課題は、港湾を経由して土砂等が搬入される規模の大きい埋立て等の現場であることから、埋立て等面積が3,000㎡以上かつ高さが1mを超えるものを県内一律で規制すべき規模と設定しています。なお、規模未満のものについては、必要に応じて、市町で条例を制定するなどの対応をお願いしていきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
29	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	許可申請の手続き、許可基準は下記のように追加修正する。 2 許可の申請の手続: 自然環境の復元も大事。紀北町や尾鷲市の現場も周囲の山々と調和した自然環境に戻す必要がある。また、植物性プランクトンが育つ、沢、谷、小川に繋がる場所の埋め立ては禁止する。以上追加する。	4	本条例は、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない 土砂等による埋立て等を禁止する制度を設け、災害の未然防止や生活環境の保全を 図ることとしています。 また、水源地上流など周辺の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が図ら れていることを許可基準として定めることとしています。
30	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	許可基準は下記のように追加修正する。 3 許可基準: 「・大規模埋め立ての場合、住民の同意、環境アセスが行われていること。」 「・県が必要と認めるときは、埋め立て現場の立入、土壌検査が実施出来ること。」以上追加する。	4	本条例においては、周辺地域の住民に対して事業の周知を図ることを目的としているため、許可申請の内容に係る説明会等の開催を求めることとしています。 また、この条例の施行に必要な限度において、事業場等への立入検査等が実施できる制度とすることとしています。 まな、大規模事業については、環境影響評価法等により環境アセスメントの手続き等が定められています。
31	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	許可申請の手続きの中で土砂の量を規制すべきである。	4	県内で顕在化している課題は、港湾を経由して土砂等が搬入される規模の大きい 埋立て等の現場であることから、埋立て等面積が3,000㎡以上かつ高さが1mを超え るものを県内一律で規制すべき規模と設定しています。
32	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	「2 許可の申請の手続」における「災害防止や生活環境を保全するために講ずる 措置」は、「災害防止」と「講ずる措置」が文章上つながっていないので、「災害 防止や生活環境の保全のために講ずる措置」等の適切な表現にすべきである。	1	ご意見のとおりと考えますので、「災害を防止するために講ずる措置や埋立て等 区域の周辺地域の生活環境を保全するための措置」と修正しました。
33	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	国が国の土地に土砂等の埋立て等を行う場合も許可の対象でしょうか?例えば、河 川の高水敷整正等は対象になるのか。	2	国や地方公共団体等が行う土砂等の埋立て等については、公共性の高い事業を施工し、その後の維持管理についても責任の所在が明確なことから、この条例の適用除外とします。
34	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	ここで示す必要はないと考えるが、申請書のひな形や手本、申請に要する期間を示すべきと考えます。	3	申請の手引きや標準事務処理期間を定めることとします。
35	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	土砂等の埋立て等の許可について「国、地方公共団体等が行うものは適用除外」と あるので、三重県土砂条例に明記した方がよいと考えます。	2	国や地方公共団体等が行う土砂等の埋立て等についてこの条例の適用除外とすることを条例本文に明記します。
36	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	埋め立て期間を3年以内とすべきである。	1)	埋立て等の期間については、3年を超えて申請することができないと規定することとします。
37	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	埋め立て期間を3年以内とする。	1)	埋立て等の期間については、3年を超えて申請することができないと規定することとします。
38	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	埋め立ては、3年以内に完了すること。	1)	埋立て等の期間については、3年を超えて申請することができないと規定することとします。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
39	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	埋立て期間を3年以内とするべき。	1)	埋立て等の期間については、3年を超えて申請することができないと規定することとします。
40	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	埋立て・盛土等の施工期間を盛り込むべき。	1	埋立て等の期間については、3年を超えて申請することができないと規定することとします。
41	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	事業期間は最長3年としても、半年ごとに更新手続きをするよう義務付けることが 必要だ。	4	埋立て等の期間については、3年を超えて申請することができないと規定することとします。
42	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	◆管理期間2年以内に埋め立ては完了すること。 土砂の搬入量に応じて保証金を預託させ、埋め立て完了後 の立入検査で、問題が無ければ返却する事とする。	3	埋立て等の期間については、3年を超えて申請することができないと規定することとします。
43	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	一時堆積についても、許可制にして申請の手続きを義務づけること。そして、一時 的でなく継続した状況になれば罰則を科すこと。	2	一時堆積についても許可制とし、無許可等の違反があれば罰則を科すこととして います。
44	4 (2) ⑤埋立地等 の把握	許可申請及び変更申請の手数料を盛り込むべき	1)	条例本文で明記します。
45	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	「1 土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止」及び「4 再生土等による環境影響の防止措置」は、必ずしも「土砂等の搬入規制」と括れるような内容ではないと考えられるので、項目の見出しを「土砂等の搬入規制等」としてはどうか。	1	ご意見のとおり修正しました。
46	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	「3 適正利用できる再生土等の確認」における「適正利用できる再生土等」については、その内容が不明確であるので、どのように「適正利用できる再生土等」であることを確認するのかを規則で明示するとともに、条例においても、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加えること等の対応が必要であると考える。	1	条例本文や規則で明示することとします。
47	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	もう一つの千葉県の「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に関する「土砂等発生元証明書」の取扱いについては、同条例の目的を達成する上で重要な証明書と思います。三重県の条例制定の審議の中でもご検討いただきますようお願いいたします。(内容はインターネットで公開しています。)	2	許可を受けた者が土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認し、知事に報告しなければならないこととしています。
48	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	三重県に持ち込まれている建設残土は、大半が県外のものであり、県外残土の搬入も禁止すべきである。	4	土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
49	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	「何人も、県外残土 (発生土) 及び土砂基準に適合しない土砂等を使用して・・・」とすべき。	4	土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
50	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	この県の中間案を読むと、始めから、建設残土の受け入れありきという内容にも受け取れます。 もしも、三重県という郷土を、心の底から愛しているのであれば、受け入れをしないくらいの強い規制の条例が可能なのであれば、作って頂きたいです。	4	土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
51	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	県外発生土は、禁止すべき。	4	土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
52	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	尾鷲市や紀北町などに持ち込まれている残土のほぼ全量が県外の大都市圏からから 排出されたものである。 大都市で処分できない不要物(ゴミ)が過疎地に投棄されているのが現状。港湾設備のある過疎地の山間部が、海上輸送された都市のゴミで、汚染される(されている)恐れが強いほか、投棄され堆積した土砂が大雨で崩壊する恐れが強い。 残土はいったん投棄されると、たとえ汚染が発覚したり崩壊事故が起きても、原 状回復は難しく、業者側も対応できる資産を持っていない。 したがって、抜本的な対応策は、県外残土の持ち込みを全面禁止するしかない。	4	土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
53	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	◆県の責務:県外残土の搬入は禁止すべきである。	4	土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
54	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	再生土や改良土は、産廃の建設汚泥にセメントや石灰を混ぜたものや、汚染土壌を 水洗浄処理したものであり、高いアルカリ性や有害物質が残留している危険性があ るので、搬入を禁止すべきである。	4	改良土や再生土については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
55	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	再生土の搬入を認めているが、禁止すべきである。		改良土や再生土については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
56	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	再生土や改良土は持ち込み禁止、又県外残土の搬入も禁止すべき。	4	改良士や再生土については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
57	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制	改良土・再生土の埋立て・盛土の禁止すべき。	4	改良土や再生土については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
58	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	再生土や改良土の搬入は禁止すべき。	4	改良土や再生土については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
59	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	再生土の搬入は禁止する。	4	改良士や再生土については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
60	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	再生土等の搬入は「届出制」になっていますが。「禁止」にすべきです。	4	改良土や再生土については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしています。
61	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	改良士ないし再生土は、産業廃棄物である汚泥などの水分を除去したり、セメントや石灰などを混入して固めたもので、処理場での的確な処理が義務付けられているが、実際は処理場の証明書がないものが多い。しかも改良土は、国交省によって用途が限定されているが、尾鷲などに持ち込まれている改良土は山林に無造作に大量に投棄されている。環境省によると、「定められた用途と異なり、山林などに投棄された改良土は、あくまで産業廃棄物だ」としており、法にも違反するとの考えだ。 三重県には、何度かその点を指摘し、是正を求めたが一向に改善されず、見て見ぬふりをしている。 住民の一部は三重県と業者を相手取って訴訟の提起を準備しており、問題が表面化する前に、対策を講じる必要がある。	4	本条例の許可を受けた者は、土砂等埋立て等区域に改良土や再生土を搬入すると きは、適正利用できることを証する書類(リサイクル認定書等)を求めることとし ています。
62	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	再生土等について専門家を置き正しい取扱いを望むとともに条例で規制をすること を明文化してほしい。	2	本条例の許可を受けた者は、土砂等埋立て等区域に改良土や再生土を搬入すると きは、適正利用できることを証する書類(リサイクル認定書等)を求めることとし ています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
63	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準を追加してください。 「環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める」など	1	土砂基準の考え方について、追記しました。
64	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	県外からの土砂は建設工事の元請業者の証明書の規定を盛り込むべき。	2	県内外問わず、許可を受けた者が土砂等埋立て等区域に土砂等を搬入するときは、土砂等の発生場所(発生元証明書)及び汚染のおそれがないことを証する書類 (土壌分析結果等)を求めることとしています。
65	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	県外・県内を含め、一時保管場を経由した土砂は埋立て・盛土等に使えない。	3	県内外問わず、許可を受けた者が土砂等埋立て等区域に土砂等を搬入するときは、土砂等の発生場所(発生元証明書)及び汚染のおそれがないことを証する書類(土壌分析結果等)を求めることとしています。
66	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	三重県は、尾鷲港や紀北町名倉港に独自の残土検査施設を設け、陸揚げ前に検査 し、問題のある残土は陸揚げ禁止するべきである。 環境基準を上回る汚染土壌や、搬送途上で混入される汚染土壌を未然に防ぐため である。	4	汚染のおそれのないことの確認は土砂等の埋立て等を行う者がすべきと考えます。
67	4 (2) ⑥土砂等の 搬入規制等	発生土のフローを管理するために、マニュフェスト制度を義務づけるべき。また、 規則で「発生土管理票(マニュフェスト)」の様式を定めること。	4	県内外問わず、許可を受けた者が土砂等埋立て等区域に土砂等を搬入するときは、土砂等の発生場所(発生元証明書)及び汚染のおそれがないことを証する書類(土壌分析結果等)を求めることとしています。
68	4 (2) ⑦大規模で 無秩序な土 砂等の埋立 て等に関す る規制	法面勾配、段差、高さ規制、景観配慮(植栽)を盛り込む。	2	土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が、区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないように、構造基準を規則で定めるなど明確にすることとしています。 構造基準では、濁水の流下防止や土砂等の飛散防止のための対策も規定し、周囲の自然環境への影響にも配慮したものとすることとしています。
69		構造基準(事業計画)には法面の勾配、高さの規制、景観の配慮、を盛り込み土砂の量を規制すること。	2	土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が、区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないように、構造基準を規則で定めるなど明確にすることとしています。 構造基準では、濁水の流下防止や土砂等の飛散防止のための対策も規定し、周囲の自然環境への影響にも配慮したものとすることとしています。
70	4 (2) ⑦大規模で 無秩序な土 砂等の埋立 て等に関す る規制	構造基準を明確にして、生活環境に不安をもたらさないようにすると共に自然環境 (景観への配慮等)も規制する。	2	土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が、区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないように、構造基準を規則で定めるなど明確にすることとしています。 構造基準では、濁水の流下防止や土砂等の飛散防止のための対策も規定し、周囲の自然環境への影響にも配慮したものとすることとしています。
71	4 (2) ⑦大規模で 無秩序の埋立 で等に関す る規制	堆積土砂の高さを2メートル以下ないしは5メートル以下に制限する等の措置を講じるとともに、土砂の堆積により生ずるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下であること、排水施設、擁壁その他の施設に関する基準を定める等の措置を講じさせるような実効性のある条例(埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例)としなければ、住民の生活環境や生命身体の安全を守ることはできない。紀北町の既設の建設残土の堆積についても、業者に対し危険性を除去する措置を講じさせるものでなければ意味がない。	2	土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が、区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないように、構造基準を規則で定めるなど明確にすることとしています。 構造基準では、濁水の流下防止や土砂等の飛散防止のための対策も規定し、周囲の自然環境への影響にも配慮したものとすることとしています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
72	4 (2) ⑦大規模で 無秩序な土 砂等の埋立 て等に関す る規制	この項目への意見については、紀北町の残土条例時の意見書照会で指摘してあります。	(5)	意見の内容が把握できないため、回答は控えさせていただきます。
73	4 (2) ⑧欠格要件	2つ目の「・」について、環境に関するものだけ「環境法令」のみの記載で「条例」についての言及がないが、三重県自然環境保全条例(平成15年三重県条例第2号)など環境に関する条例に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者を欠格要件としなくてよいのか。	1	ご意見のとおりと考えます。法令には、条例も含むため、「法令や条例」を「法令」と統一します。
74	4 (2) ⑧欠格要件	2つ目の「・」について、一文の中で同じレベルの語句が2回「及び」でつながれているので、「環境法令及び」における「及び」を「、」とすべきではないか。	1	ご意見のとおり修正しました。
75	4 (2) ⑧欠格要件	2つ目の「・」について、「許認可等において土砂等の埋立て等が伴う法令や条例」は文意が不明確であるので、「土砂等の埋立て等に関する許認可等について規定する法令や条例」等の表現とすべきではないか。	3	環境法令、森林法や砂防法等の許認可等において土砂等の埋立て等が伴う法令及 び本条例と同様に災害防止や生活環境の保全を目的とした法令に基づき罰金刑以上 の刑に処され一定期間を経過しない者として修正しました。
76	4 (2) ⑧欠格要件	5つ目の「・」について、「暴力団関係者」は、その内容が不明確であるので、定 義を設けるなどにより、その内容を明確にすべきではないか。	1	ご意見のとおりと考えますので、暴力団関係者を明示しました。
77	4 (2) ⑧欠格要件	暴力団関係者等を明確にしておく。暴力団の妻子・兄弟等は不許可にする。	1)	ご意見のとおりと考えますので、暴力団関係者を明示しました。
78	4 (2) ⑧欠格要件	残土に限らず、産業廃棄物の取り扱い業者は、反社会的勢力との結びつきが懸念される。また、最近はこの分野に外国資本が参入しており、盛んに山林の買い占めなどを行っている。搬送途上で、建設残土に汚染土壌を混入するケースも跡を絶たない。残土を、こうした人間たちの資金源にしてはいけない。	2	暴力団員や暴力団関係者といった反社会勢力については、不適正な土砂等の埋立 て等を行うおそれのある者としています。
79	4 (2) ⑧欠格要件	他地域での土砂崩落事案を加味すると、欠格要件をきびしくしてほしい。	3	いただいた意見については、参考とさせていただきます。
80	4 (2) ⑨土砂等の 埋立て等が 完了するま での管理に 関する規制	「2 定期的な水質等の調査等」における「排水を水質調査し」は日本語としてこなれていないと思われるため、「排水の水質調査を行い」等の表現とすべきではないか。	1)	ご意見のとおりと考えますので、「排水の水質調査を行い」としました。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
81	4 (2) ⑨土砂等の 埋立て等が 完了するま での管理に 関する規制	また、9頁「⑤ 埋立地等の把握」の「3 許可基準」においては「排水の水質検査」という表現がみられるが、条例全体で「水質検査」か「水質調査」のどちらかに表現を統一するか、又はそれらの表現に違いがあるのであればその違いがわかるようにすべきではないか。	1)	ご意見のとおりと考えますので、「水質調査」として表現を統一しました。
82	4 (2) ⑨土砂等の 埋立て等が 完了するま での管理に 関する規制	水質ばかりを言われているが、川や海にとれば濁り見た目にも生態系にもとてもよくない。だから濁りの尺度は全国レベルではなくその川に合わせたこれまでの透明度を基準にしないと川は汚れるばかりである。そこをしっかりと条例に入れ込んでほしい。	4	本条例においては、土砂基準に適合しない土砂等が搬入された場合に、早期に発見し対策が行えるよう水質基準を設定したため、透明度は調査対象とはしておりませんが、構造基準において、濁水の流下防止や土砂等の飛散防止のための対策を規定し、周囲の自然環境への影響にも配慮したものとすることとしています。
83	4 (2) ⑨土砂等の 埋立て等が 完了するま での管理に 関する規制	既設埋立地における災害防止対策や水質保全策について、報告を求め場合により指導できる規定を条例に盛り込んで戴きたい。	2	条例施行前に着手している土砂等の埋立て等の行為にについては、条例施行後に 各種基準へ適合するための移行期間等の経過措置期間を設けることとしています。 経過措置期間後においても事業を継続する場合には、条例に定める各種基準に適 合させるため、報告を求めることや必要な措置を講ずるよう命令等を行えることと しています。
84	4 (2) ⑩適用除外	私は、国道42号線荷坂峠上り口近くに住んでいて、我が家の直ぐ近くに大量の建設残土が積まれています。この埋立地は地目的には3つあり、1つは国道42号線のかなり広い国道法面(三重県指定の土砂災害レッドゾーン)、2つ目は1反半ほどの元、水田で土地改良(果樹園)申請地、3つ目は3反弱の山林でした。埋め立て後、山林であったところはすでに、ソーラー発電所ができています。問題は国が地元自治会等になんの知らせも無く、国道法面に、どんな内容か分からない土砂をレッドゾーンに入れしかも、高さが今までよりはるかにたかくなってレッドゾーンを拡大させています。私はこのような埋め立てには、国の所有地であっても県の許可が必要であると定めて頂きたい。	4	国、地方公共団体等が行う土砂等の埋立て等は責任の所在が明確であり、その所管する技術基準に基づいて行われており、一定の土砂等の崩落や流出防止対策が図られているため、許可を要しない行為と考えております。 しかし、国の所有地であっても、国、地方公共団体等の責任が及ばない土砂等の埋立て等は、許可が必要であることとしています。
85	4 (2) ⑩適用除外	生活環境への影響のおそれの少ない土砂等の埋立て等は、適用除外から外す。	4	その他、災害発生や生活環境への影響の恐れの少ないものとして、適用除外されるものは、 ・製品製造のための原材料等の一時的な保管 ・運動場、駐車場の維持管理など、本来の機能の維持管理を目的としたもの ・公の施設の指定管理者等が行う施設管理 ・公有水面の埋立て などを目的とした土砂等の埋立て等を規定しています。 これらは、適正な維持管理ができるものや軽易な行為であるため、本条例の許可 の適用を除外すべきものとしています。
86	4 (2) ⑩適用除外	適用除外は必要と思いますが、安易に「許可を要しない事項」としての慎重な取扱 をしていただきたいと思います。	3	いただいた意見については、参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
87	4 (3) ⑪土砂等搬 入禁止区域 の指定	災害防止の観点からレッドゾーンとイエローゾーンはあらかじめ土砂等搬入禁止区域に指定しておくべきである。		土砂等搬入禁止区域とは、不適正な土砂等の埋立て等が継続された場合、災害のおそれが増大され「人の生命、身体又は財産を害する」可能性が高くなることから、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときに、当該埋立て等区域及びその周辺を、期間を定めて指定することとしています。ただし、災害防止の観点から、土砂等の埋立て等の許可の際には、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)を考慮のうえ審査することとしています。
88	4 (4) ⑫市町との 連携	「1 適用の除外」において、三重県水源地域の保全に関する条例(平成27年三重 県条例第45号)第18条の規定のように、「この条例の趣旨に即している」という条 件だけでなく、「この条例と同等以上の効果が期待できる」という条件を加える必 要はないか。	1)	ご意見のとおりと考えますので、「この条例と同等以上の効果が得られる」との 記述に変更しました。
89	4 (4) ⑫市町との 連携	「2 市町への意見照会」において、「住民の生活の安全確保」という概念がこの 条例において初めて出てくるが、目的規定や責務規定等を見ても、本条例は「災害 の防止」と「生活環境の保全」という概念を中心に組み立てられているのであり、 突如として新たな概念を持ち出すのはいかがなものか。また、「災害の防止の観 点」から意見を聴く必要はないか。	1	ご意見のとおりと考えますので、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止 及び生活環境の保全上の見地から意見を聴くものとの記述に変更しました。
90	4 (4) ⑫市町との 連携	規制面積の対象をどのぐらいの広さの規制がよいか。都道府県の土砂条例は3千平 方メートル以上を対象とするものが多いが、市町村の土砂条例は1千平方メートル以 下を対象とするものが多い。この点は、市町村の条例があるところの規制との整合 性を考え検討してもらえばと思います。	3	市町が定める条例が、この条例と同等以上の効果が得られると認められる場合には、条例の運用や施策の実施について、必要に応じ助言や連携を行っていきたいと考えています。
91	4 (4) ⑫市町との 連携	紀北町はすでに独自条例を施行し、尾鷲市は条令を検討中だと聞く。県条例との兼ね合いについては、より厳しい方を適用するようにしてほしい。	2	既に条例を制定している或いは制定中の市町と連携しながら、効果的な対応が行 えるよう検討します。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
92	4 (4) ⑫市町との 連携	尾鷲市行政の人的パワーを含め、土砂の県外からの搬入調査等は困難と判断する中で、適用の除外として「県外残土の持ち込みを禁止」の条例を規定することがまずは、入り口に規制をかける事の行政の責任と考えます。これについて、私が気に掛けていることは、これにより、県との整合性がないではないかと言われることが一番心配です。茨城県と茨城県下の市町村等の中には、「県外残土禁止」の条例が盛り込まれていますが、私自身、気になって情報収集をしてきました。茨城県は市町条例を重視し、法令違反的な係争もほとんどなく、行政業務を行っております。その点も調査していただき、三重県の北部から南部の地域性・特殊性を認識していただき、市町条例にも関わっていただきたいと思います。尾鷲市には「県外残土禁止」を茨城県と県下の市町村との関係のように可能ではないか考えます。	2	市町が定める条例等の内容が、この条例と同等以上の効果が得られると認められるときは、条例の規定は適用しないこととします。
93	4 (4)	経過措置期間の「2」について、そもそも「他法令等の許可を受けて(の)土砂等の埋立て等」は、17頁「⑩ 適用除外」の「4 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等」に該当し、本条例の適用除外となるので、経過措置規定を設ける必要はないのではないか。	2	ここで定める経過措置期間は、この条例の適用除外となる「法令その他の処分に よる埋立て等」に該当しない他の法令の許可等によるもので、条例施行前に既に着 手しているものを対象としています。
94	4 (4) ③経過措置	条例施行日から1年間の経過措置を認めるのではなく、ただちに埋め立てを禁止すべきである。	4	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
95	4 (4) ⑬経過措置	条例施行日から1年間の経過措置でなく経過措置をなくすべき。	4	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
96	4 (4) ⑬経過措置	施行の日から1年間を3か月間はとすべき。	3	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
97	4 (4) ⑬経過措置	県条例施行時期だが、議会で審議した後、可及的に速やかに施行してほしい。 業者は、すでに県条例ができることを知っており、中間案の内容も承知している。 議会決定後3か月もあれば施工しても問題はない。経過措置期間1年というのはあ まりにも長すぎる。		条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
98	4 (4) ⑬経過措置	経過措置をなくすべき。	4	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
99	4 (4) ⑬経過措置	◆経過措置期間を半年以内とする。	3	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
100	4 (4) ⑬経過措置	条例ではすでに積み上げられている造成地も安全性を検討する対象として規制をかけるような条例でなければ意味がない。	3	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
101	4 (4) ③経過措置	尾鷲市・紀北町に既に持ち込まれていて、崩落事故の発生、有害物質の混入、住民の生活環境の不安を新しくできる条例の中で重要な論点でありますので、明文化にしていただきたい。	3	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
102	4 (4) ③経過措置	条例制定前の件について、どのように対処されるのか、具体的にご説明ください。	3	条例施行前に既に行われている土砂等の埋立て等の安全性を確保するためには、 条例の内容等の周知の期間、把握の期間に合わせ、条例で定める各種基準へ適合させるための移行期間等の経過措置を定めることが必要です。 経過措置期間については、再検討し、「施行の日から1年」を「公布の日から1年」に3か月間短縮することとしました。
103	4 (5) ④立入検 査、報告徴 収、命令、 罰則	両罰規定を盛り込むべき。	1)	ご意見のとおり追記しました。
104	4 (5) (4) 立入検 査、報告徴 収、命令、 罰則	立入調査に住民代表も立ち会いできるようにすべき。	4	立入検査は行政上の指導のために、事業所等に立ち入ることを認めたものであるため、行政機関の職員が対象となります。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
105	4 (5) (4)立入検 査、報告徴 収、命令、 罰則	土砂の投棄の早期発見に活用できる条例にしてほしい。今後の大規模プロジェクトによる建設残土の県内への搬入も予想されること等から、このような問題も考慮して条例を制定する必要があると思い提案します。	2	大規模投資の進展による土砂等が搬入される懸念もあることから、土砂等の埋立 て等の状況を把握するため、条例の制定と合わせて、監視体制を整えることとして います。
106	4 (5) ④立入検 査、報告徴 収、命令、 罰則	他地域での土砂崩落事案を加味すると、懲役刑と罰金についてももう少しきつい懲 役刑と罰金にしてはどうかと思います。何を基準に決められたのでしょうか。	4	地方自治法第14条第3項で定める罰則の上限を基準に、違反の程度によりそれぞれ の罰則を設定しております。
107	4 (5) (4)立入検 査、報告徴 収、命令、 罰則	立入検査、報告徴収、命令に関しては妥当と考えますが、罰則に関しては、産業廃棄物の不法投棄に比して金額が低すぎて、不適正処理の抑制することに繋がらないと思われています。 建設工事に伴って発生した土砂は、産業廃棄物と見なすとか、土砂が逆有償になっていたら、産業廃棄物と見なすなど、法律の改正をめざす取り組みが必要と考えます。	\$	地方自治法第14条第3項で定める罰則の上限を基準に、違反の程度によりそれぞれの罰則を設定しており、条例制定している他府県の状況からも不適正処理の抑止効果はあるものと判断しています。
108	全般	大津市土砂条例のように、搬入量に応じて保証金を預託させて、行政の立入検査等の費用に充てるべきである。	4	本条例においては、事業を履行することが可能な相応の資力等を有しない者は十分な防災対策や生活環境保全対策をせずに行為地を放棄するおそれがあるため、申請者の資力に係る許可基準を設けることとしています。
109	全般	一般的に土砂等による埋立ては長期にわたり、近年の気象変動が激しいこと、また降雨量により土砂崩壊等が懸念されることから、災害が発生した場合の復旧費用として、保証金制度を導入しないのか(地域特性として分類できるのではないか)。	4	本条例の許可に係る構造基準においては、降雨量等の地域特性を考慮した基準としています。また、事業を履行することが可能な相応の資力等を有しない者は十分な防災対策や生活環境保全対策をせずに行為地を放棄するおそれがあるため、申請者の資力に係る許可基準を設けることとしています。
110	全般	大規模埋め立てでは事前に保証金を提出させるべき。	4	本条例においては、事業を履行することが可能な相応の資力等を有しない者は十分な防災対策や生活環境保全対策をせずに行為地を放棄するおそれがあるため、申請者の資力に係る許可基準を設けることとしています。
111	全般	聴聞の規定を盛り込むべき。	4	許可の取消しなど不利益処分を実施するときに行う聴聞については、三重県行政 手続条例により、定められています。
112	全般	産業廃棄物を捨てた場合、懲役5年以下又は3億円以下の罰金とすべき。	(5)	廃棄物の不法投棄については、廃棄物処理法により対応されるものです。
113	全般	施工管理者の規定を盛り込むべき。	2	4 (2) ⑤埋立地等の把握の許可基準に示しています。
114	全般	許可・不許可は審議会の意見が必要とすべき。	4	三重県環境審議会から答申された「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例のあり方」で示された考え方に基づき定めた許可基準により、知事が許可・不許可の判断を行うこととします。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
115	全般	前文・基本方針(条例を強力に着実に推進するため)を盛り込むべき。	4	三重県環境審議会の答申を基本方針として、条例等を定めることとしています。
116	全般	公共施設を破壊し、市民生活に支障をきたした復旧費用は事業主負担とすべき。	5	他法令により規定されているものと考えます。
117	全般	条文及び構成はベンチマーキング手法を活用すべき。	2	他府県にベンチマークを実施しながら、内容について検討しています。
118	全般	条例にできる限り盛り込み規則はない方が分かりやすく使いやすい。	3	いただいた意見については、参考とさせていただきます。
119	全般	港湾における土砂の搬入に際して、積載物の成分がチェックできるシステムを条例 に盛り込んで戴きたい。	3	許可を受けた者が土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所及び汚染 のおそれのないことを確認し、知事に報告しなければならないこととしています。
120	全般	現在の土砂災害マップに指定されたレッドゾーンに搬入されている土砂については 地権者に取り除くよう条例に明記するべきである。	4	現時点で埋立て等が行われている箇所については、現行法令で対応することが適 切であると考えています。
121	全般	◆県民の協力:この条文を入れるべき。	4	条例の趣旨・内容を広く周知し、県民の皆様のご理解得ることにより、協力を仰ぎたいと考えています。
122	全般	尾鷲市や紀北町の担当職員も残土に対する知識に乏しく、しかも、なぜか業者に遠慮がちだ。担当職員に土壌の検査方法や、業者への対応の仕方について研修教育してほしい。 場合によっては県警に協力を求め、業者の脅しなど不当な介入を招かないよう、配慮してもらいたい。	3	各市町と連携しながら対応を行うとともに、必要に応じて県警に協力を仰ぐなど して対応していくこととします。
123	全般	今後、対策として 1.搬出元と盛土現場業者間の契約書の記載数量と、月毎の提出書類の数量の累計の確認 2.分析表の提出と現場検査の実施 3.業法による許可案件の厳守、定期的な公的機関及び搬出元の立ち入り検査 4.搬出元と盛土現場業者の契約書の提出 を、順守することが必要と考えます。 尚、当社が2カ月に一度実施している水質・土壌検査は公的機関によるものであり、憶測あるいは誹謗中傷の為に汚染土等と噂を広め反対運動をたきつける方達がいることに困惑と憤りを覚えております。 上記全てにおいて守秘義務の厳守を強く要望致します。	4	周辺住民の不安の払拭や周辺住民と事業者との信頼関係の構築を図るため、事業計画など県に提出された申請書等は個人情報を除き県窓口において縦覧することとしています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
124	全般	それにしても、審議会の皆さんは、一体、どれだけ現地の実情を承知しておられるのか? 尾鷲や紀北町に出抜き実態を十分に把握した上で、具体策を固めるべきではないか・・・。2泊3日ぐらいの日程で現地を十分に見て回るべきだ。そして住民の声にもよく耳を傾けてほしい。	\$	三重県環境審議会及び三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会において、土砂等の埋立て等に係る県内の状況について報告しています。 また、パブリックコメントの結果や内容についても、同審議会及び同部会において、審議しています。
125	全般	2014年・2015年にNPO廃棄物問題ネットワーク三重から「残土条例制定の請願書」が提出され本会議で採択されたが、2018年9月まで経過報告があり、県の報告は、「県内全域において、残土の処理などに関して、直ちに条例制定による新たな規制が必要な状況でないと考えます」との報告がありました。2012年から尾鷲市、紀北町に残土の搬入が始まったと報道していました。請願者である三重県民に対して、担当部署のいい加減な対応は、県民に対する背徳の行動といえる。2012年の事実が、報道機関の三重県の情報公開にて確認されている。県民に真実を隠蔽する体質は、一掃されるべきです。NPO廃棄物問題ネットワーク三重に県は、謝罪と報告をすべきと思います。また、報道機関を通じて、請願者に対する不誠実な対応をしないことを約束すべきです。県の施策のすべてが不誠実なものに見えてしまいます。信頼を取戻すように努力してください。	\$	平成27年度に伊賀市における廃棄物が混入した建設残土の搬入が契機となり、条例の制定を求める請願が県議会で採択されました。請願を受け、当該事案に対しては、廃棄物処理法等関係法令に基づく指導・監督を徹底することとあわせて、関係部局が連携し個別法による対応が可能であることから、条例による新たな規制は、直ちには必要ないとしてきたところです。その後も調査を継続していたところ、改めて紀北町や尾鷲市に、関東方面など県外から土砂等の搬入により、地域住民に不安が広がっていることを把握しました。そのため、県内における土砂等の搬入にかかる課題について改めて把握するため、県内全市町と協議を行った結果、他地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられるなど、課題に発展しそうな事案も確認されました。また、他府県においては、土砂等の搬入を事前に把握することにより無秩序な土砂等の堆積の防止につながり、適切な指導ができるなどの効果があることが分かりました。これらのことを踏まえ、県民の不安を払拭するため、また今後、大規模プロジェクトによる建設残土の県内への搬入も想定されることから、平成31年3月に未然防止の視点も含めた広域的な観点で実効性のある、県条例制定の検討を進めることとしました。
126	全般	搬入の置き場が港湾部局の管轄である場合、港湾使用許可と土砂条例の関係について(事前協議が整った時点での情報提供が必要) ※一方で3000㎡未満の許可不要の場合、港湾を利用して尾鷲市外に搬入が考えられるため。	3	これまでも、土砂等の搬入に係る港湾施設使用許可を所管する港湾管理者と情報共有を図ってきたところであり、引き続き連携していきます。
127	全般	県外の土砂を規制の対象としていないが、その見解を示してほしい。 (悪臭や河川 汚濁等が話題になっているが)	5	県外の土砂等についても、有効な資源として活用されている側面もあることから、県内の土砂等と同様の規制としています。
128	全般	3000㎡未満を許可対象と検討している尾鷲市の条例で、係争になったとき県から助言、指導等の支援が受けられるのか。	2	必要に応じ助言や連携を行っていきたいと考えています。
129	全般	他市町村(市町村を跨ぐ場合)であっても水源地上流への建設残土(再生土を含む)の埋め立ては禁止すべき(紀北町の水源地は銚子川で、その上流は尾鷲市のため)。	4	本条例では、一定規模以上の土砂等の埋立て等を許可制とすることや土砂基準に 適合しない土砂等による埋立て等の禁止制度を設けることで、災害の未然防止や生 活環境の保全を図ることとしています。 なお、水源地上流など場所に応じて生活環境の保全が図れるように許可基準等を 定めています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
130	全般	上水道の水源池上流への土砂等の搬入を禁止すべき。	4	本条例は、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない 土砂等での埋立て等の禁止制度を設け、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしていいます。 なお、水源地上流など場所に応じて生活環境の保全が図れるように許可基準等を 定めています。
131	全般	土砂、建設残土というものは、まず出した県内で適正に管理すべき。	4	県内の土砂等と同様に、県外の土砂等についても、有効な資源として活用されている側面もあることから、同様の規制としています。
132	全般	いくら安全な土と言われても、これまでそこになかった土を水源地の上に積まれて 気分のよい人はいないと思う。 命の水の上流に置くというのはもっての他で、あってはならない事である。	4	本条例は、一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可制度や土砂基準に適合しない 土砂等での埋立て等の禁止制度を設け、災害の未然防止や生活環境の保全を図ることとしていいます。 なお、水源地上流など場所に応じて生活環境の保全が図れるように許可基準等を 定めています。
133	全般	三重県の大切な自然財産とも言える奇跡の清流銚子川をこのような残土から守り、 後世にしっかりと残していかなければならないのは、地元はもちろん三重県がしっ かり受け止めなければならないと思う。 他には負けない三重県の素晴らしい自然環境をしっかり守れる条例にしてほしい。	3	
134	全般	三重県がいつまでも神聖なすがすがしい県であるために、産業廃棄物、建設残土問題に取り組んでいただきたいです。 アリの一穴になるような緩い条例ではなく、厳しい条例の制定を心よりお願い申し上げます。	3	
135	全般	いくら条例をつくっても、効果のない条例では全く意味がない。三重県はこれまで 既存の法令で対処できるとしてきたが、現実には何もできなかった。不作為で住民 に訴えられることのないよう、実効性のある内容にしてもらいたい。 三重県の条例ではあるが、全国の自治体や住民の視線が注がれていることを、十 分に考慮していただきたい。	3	
136	全般	三重県の残土に関する関係部署は、尾鷲市と紀北町の残土の搬入実態をどのような方法でいつ知りましたか。 ・実態を最初に知ったのは何年何月何日か。 ・どのような方法でいつ知りましたか。 ・最初の搬入(尾鷲市・紀北町)から現在までにどこの個所に何トン搬入しているか報告してください。例えば紀北町の○○地域に何トンというように何カ所かを説明してください。	(5)	中間案に対する意見でないため、回答は控えさせていただきます。
137	全般	知事も多くの皆さんから不安の声を聴いていると言われるが、具体的にどのような 不安の声かあったのか説明してください。	5	中間案に対する意見でないため、回答は控えさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
138	全般	請願者に対して、2018年9月14日の最終報告で県は直ちに条例制定による新たな規制が必要な状況ではないとしていたが、最終報告から方針を変えて残土条例(仮称)の制定に着手した理由は何か。	(5)	中間案に対する意見でないため、回答は控えさせていただきます。
139	全般	三重県環境審議会委員の皆さんは、尾鷲市と紀北町の残土の堆積状況・住民の皆さんの不安の声を聞き取り視察・調査して、三重県土砂(仮称)のあり方、中間案を作成されたでしょうか。	(5)	中間案に対する意見でないため、回答は控えさせていただきます。
140	全般	三重県における、港湾を経由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から搬入された土砂が紀北町の○○地区に何トン、尾鷲市の○○地区に何トン、搬入年月日、搬入場所、搬入量、無秩序積み上げされている場所の問題点と発生年月日○○地区、何トン等具体的にご説明してください。崩落事故の発生や有害物質の混入とは、発生年月日と場所、どのような崩落状態か。被害状況はどの程度か。有害物質とは、どのような種類の有害物質か、またどのように処理されているのか等。	(5)	中間案に対する意見でないため、回答は控えさせていただきます。
141	全般	行政指導しか手段がなく・・とありますが、警察との連携で告発などで取り締まり を強化する方法も考えてはどうですか。	(5)	いただいた意見については、参考とさせていただきます。
142	全般	環境審議会委員におかれては尾鷲市、紀北町の残土の搬入現場および堆積状況を視察調査されてはどうですか。	(5)	三重県環境審議会及び三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会において、土砂等の埋立て等に係る県内の状況について報告しています。 また、パブリックコメントの結果や内容についても、同審議会及び同部会において、審議しています。
143	全般	あり方部会委員におかれては尾鷲市、紀北町の残土の搬入現場および堆積状況を視察調査されてはどうですか。	(5)	三重県環境審議会及び三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会において、土砂等の埋立て等に係る県内の状況について報告しています。 また、パブリックコメントの結果や内容についても、同審議会及び同部会において、審議しています。
144	全般	現に尾鷲市・紀北町に持ち込まれた残土の対応、住民不安と崩落事故などの未然防止の観点からの議論と条例制定で解決できる条項を入れないと、県民の不安は解消しない。その提案・審議に県民の代表として、NPO法人廃棄物問題ネットワーク三重の参加をお願いしたい。	4	尾鷲市、紀北町における大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に対応するため、災害の未然防止と生活環境の保全を目的に条例を制定することとしており、県民からの意見として当該パブリックコメントを実施しています。
145	全般	今回の「三重県土砂等の埋め立て等の規制に関する条例」でよいのではないかと思います。	2	条例の名称は「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」とすることが適当 であると考えています。